

意見第11号

「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有に関する閣議決定の撤回を求める  
意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2023年3月7日

提出者 久喜市議会議員  
渡 辺 昌 代  
石 田 利 春  
賛成者 久喜市議会議員  
杉 野 修  
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有に関する閣議決定の撤回を求める  
意見書

政府は2022年12月16日、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を閣議決定し、いわゆる「反撃能力」の保有を進めようとしている。しかしこのことは、相手国の領域内にあるミサイル発射手段等を攻撃するため、更には、攻撃対象を「敵基地」以外に拡大することになりかねない危険なことである。

またこれは、憲法9条の下で個別的自衛権の行使を認める従来の政府の憲法解釈とは全く違う解釈となる。この閣議決定は、自衛権の発動の要件、とりわけ実力の行使は日本に対する外国からの武力攻撃の排除のために必要な最小限のものに限られ、他国の領域における武力の行使は基本的に許されないとする原則に反し、また、相手国の領域に直接的な脅威を与える攻撃的兵器の保有として「戦力」の保持に該当する事も明らかであって、同条に違反するものである。

さらに、一貫してその違憲性が問題視されているいわゆる安保法制を実行して敵基地等を攻撃すれば、日本が攻撃されていなくても他国を攻撃することになり、相手国から報復攻撃を招き、再びこの国に戦争の惨禍をもたらすことになりかねない。

そして、政府は、軍事費について2027年度までに総額43兆円として、27年度にはGDP（国内総生産）比で2%と現在の2倍にするとしている。財源確保のために大増税と国債発行を行う案もあり、くらしを直撃する事は明白である。

政府は、武力に依存するのではなく、日本国憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理に基づき、関係諸国との間で主体的な役割を果たし、国際平和の維持のために最大限の外交努力を尽くすべきである。よって、以下のことを強く要望する。

## 記

- 1 「反撃能力（敵基地攻撃能力）」を保有すること及び防衛費を拡大することを盛り込んだ閣議決定の撤回を求める

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  あて  
財務大臣  
防衛大臣